

加工・販売施設整備等支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、農畜産物の高付加価値化を図るため、農業者等が実施する自ら生産した農畜産物を活用する加工・販売施設等の整備、並びに農業者等が自ら生産した農畜産物を活用した新商品の開発及び新商品の市場開拓を図る事業を奨励する加工・販売施設整備等支援事業（以下、「本事業」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業及び実施基準)

第2条 本事業の事業区分、事業実施主体、事業内容・対象経費、基準要件、補助率は別表1のとおりとする。

- 2 新型コロナウイルス感染症対策に資するものと認められる場合においては、前項の規定にかかわらず、本事業の事業区分、事業実施主体、事業内容・対象経費、基準要件、補助率を別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次の各号の書類を添付して市長が別に定める期間内に提出しなければならない。ただし、別表1に定める事業区分2に該当する場合は、他の方法により営農実態を確認できる場合に限り、第4号及び第5号の書類の添付を省略することができる。

(1)事業計画書（様式第2号の1又は様式第2号の2）

(2)収支予算書（様式第3号）

(3)納税対応状況申出書（様式第4号）

(4)定款、団体規約のいずれかの書類

(5)前年度の決算関係書類（損益計算書、貸借対照表又はこれに準ずる書類）

(6)その他、市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入れ課税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。）がある場合には、これを補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類等の審査並びに必要なに応じて行う申請者への聴取、現地調査及びその他の方法により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において

て速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、当該申請の内容の妥当性等を判断する際の参考にするため、専門的かつ総合的な見地から意見を聴取する必要がある場合は、次の各号に掲げる者（以下「有識者等」という。）に当該申請に係る書類の全部若しくは一部を開示し、又は申請者から当該申請の内容等について説明を受けるときに有識者等を招へいし、有識者等の意見を聴取することができる。

- (1) 農業行政関係者
- (2) 産業行政関係者
- (3) 農業支援に関し学識経験を有する者
- (4) 産業支援に関し学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、第1項の決定の場合において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正し、又は必要な条件を付することができる。

（決定の通知）

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を当該申請者に交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当でないとして認めるときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る決定の内容及びこれに付した条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に、補助金の交付の申請を取下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付を決定した後において、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）の責めに帰すべき事情による場合を除き、天災その他特別の事情により補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなったとき、又はその必要がなくなったときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は当該決定の内容を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、第17条の規定による補助金の額の確定後において、交付するものとする。ただし、市長が当該事業の遂行上特に必要があるとするときは、概算払をすることができるものとする。

(補助金の概算払申請)

第9条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払申請書(様式第6号)及び資金計画書(様式第6号別紙)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による概算払申請書を受理した場合において、概算払することを決定したときは、補助事業者に対し、その旨を概算払通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(決定の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業の内容を変更(新型コロナウイルス感染症対策について追補する場合を含む。以下同じ。)しようとするときは、遅滞なく変更承認申請書(様式第8号)を市長に提出し、変更承認書(様式第9号)による承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割以内の減、又は交付決定額の変更が生じない範囲内での補助対象経費の増であり、科目に変更がない場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、補助金の交付の決定の後において、補助事業を廃止しようとするときは、遅滞なく廃止承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、廃止承認書(様式第11号)による承認を受けなければならない。

(事業着手届)

第11条 補助事業者は、補助事業に着手したときは、速やかに事業着手届(様式第12号の1)を市長に提出しなければならない。

2 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて、事業の目的、内容、効果、収支、実施時期等を勘案し、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する場合には、申請者はあらかじめ市長の適正な指導を受けるとともに、交付決定前着手届(様式第12号の2)を市長に提出するものとする。また、この場合においても、申請者は、補助金交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告等)

第13条 市長は、補助の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して当該補助事業に関して報告させ、又は市長が指名する検査員(以下「検査員」という。)にその事務所、事業所等に立ち入り帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(補助事業の遂行等の指示)

第14条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(事業完成届)

第15条 補助事業者は、加工・販売施設整備事業に係る導入・設置を終えたときは、事業完成届(様式第13号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事業完成届を受領したときは、検査員に当該補助事業につき検査命令書(様式第14号)により検査を行わせ、検査調書(様式第15号)を作成させるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。)は、速やかに当該補助事業に関し、実績報告書(加工・販売施設整備事業は様式第16号の1、商品開発支援事業は様式第16号の2)に支出を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書に該当する補助事業者は、事業実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第17号)によりその金額を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、第15条第2項の規定による検査並びに補助事業実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に対し、補助金確定通知書(様式第18号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 市長は、第15条第2項の規定による検査並びに補助事業実績報告書等の書類審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示するものとする。

2 第15条、第16条及び第17条の規定は、前項の規定による指示に従って行う是正の措置について準用する。

(決定の取消し)

第19条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこの要綱若しくはこの要綱に基づく市長の指示に違反又は従わないときは、補助金の交付の全部又は一部を取消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第1項に規定する取消しについては、その旨を書面により補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金等の返還)

第20条 市長は、前条の定めにより交付の決定を取消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求することができる。

2 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

(帳簿及び書類の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助事業に関し費用の収支その他補助に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(管理注意義務)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付目的若しくは当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間等を勘案して市長が定める期間をいう。）を経過した場合については、この限りではない。

(処分財産の納付)

第24条 補助事業者は、前条の定めにより、市長の承認を得て財産処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(理由の提示)

第25条 市長は、第14条若しくは第18条の規定による指示をするとき、又は第19

条第1項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(委任規定)

第26条 この要綱に規定のない事項については、市長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年6月13日から施行し、平成25年6月10日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。